

令和6年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務  
公募型プロポーザルの質問に対する回答

令和6年4月26日公表

No.	質 問	回 答
1	<p>・支援方法について オンライン、リアルどちらでも可能でしょうか。(複数回支援する場合、初回訪問。次回以降オンラインなど)</p> <p>・アドバイザーの途中変更は可能でしょうか。 例) 初回面談を行った者がより適したアドバイザーを選任して次回以降対応する等。</p> <p>・予算について 予算の内訳には人件費、旅費、印刷製本費、消耗品費とありますが、広報費用などの予算は別で設けられていないという認識であっておりますでしょうか。</p> <p>・広報について キャッシュレス商品券発行団体との連携について提案することとあるが、キャッシュレス対応を進めることが目的の事業になりますでしょうか。 診断後、キャッシュレス以外の業務改善提案も行って問題ないでしょうか。 また、どのレベルの連携を求められているでしょうか。</p> <p>・広報先の企業リストなどを支給いただくなど可能でしょうか。久留米市から広報面で協力いただくことが可能であればどういった事が可能なのか教えていただけますと幸いです。</p>	<p>・対面での訪問支援を前提としますが、支援先企業からの要望があった場合は、オンラインでの支援実施も可能とします。</p> <p>・アドバイザーの途中変更は可能です。</p> <p>・ご認識のとおり、ご提示いただく見積金額（訪問1回あたりの費用）は、当事業を運営するための事務費、広告宣伝費等を含む整理となります。</p> <p>・当事業の目的は、仕様書「2. 実施目的」に記載のとおりです。事業の広報については、キャッシュレス未導入事業者等のデジタル化に取り組めていない層への利用拡大という観点から提案をお願いします。 キャッシュレス推進のみが目的ではなく、キャッシュレス以外の業務改善提案は当然問題ありません。 具体的な連携の取り組みについては、提案事項となります。</p> <p>・市では支援候補先の企業リストを保有しておりません。広報につきましては、市公式ホームページへの掲載の他、市メールマガジンでの配信等、市の広報媒体を活用した周知については市で実施いたします。</p>

No.	質 問	回 答
2	<p>実施要領に「見積金額は支援先企業への訪問1回あたりの金額とし、見積金額の上限は、40,000円とする。」とありますが、事業周知/D X の理解の促進をすることで、実効性が上がるのではと考えており、50社程度を上限としたセミナーを開催できないかと考えております。</p> <p>その場合、以下のように(①～③に分けて)お見積は可能でしょうか。</p> <p>①周知及びDX促進診断を目的としたDXセミナー50社</p> <p>②ヒアリング→訪問し、弊社はポテンシャルクラウドという経営課題の可視化の自社サービス利用により、対象企業の経営課題を抽出していきます。</p> <p>③課題解決のご提案</p>	<p>支援先企業1社あたり1～3回の訪問支援を実施していただき、訪問実績(回数)に基づき委託費の支払を行います。</p> <p>実施要項に記載のとおり、支援先企業への訪問1回あたりの金額を見積金額として提示してください。</p> <p>※訪問1回あたりの費用には、アドバイザー派遣に直接要する費用はもとより、当事業を運営するための事務費、広告宣伝費等を含む整理となります。</p> <p>広報手段の一つとして、セミナーの開催等をご提案いただくことは可能です。この場合、セミナー開催費用等は全体経費に含めていただき、訪問1回あたりの見積金額の算出に反映させてください。</p>
3	<p>①5月20日頃に「候補者選定の審議」とありますが、プレゼンテーションの予定はございますでしょうか。</p> <p>②ご提出する価格提案書(お見積書)ですが、(見積額が提案上限額と仮定した場合)仮に50社に対して支援を2回実施した場合、お見積金額は50社×40,000円×2回=4,000,000円になるかと思いますが、事業遂行にあたり、50社×40,000円×3回=6,000,000円となった場合は、ご請求時に6,000,000円ご請求は可能かどうかご教示願います。</p> <p>③ご請求は支援社数×40,000円×支援回数を毎月ご請求になりますでしょうか。又は事業終了後のご請求となりますでしょうか。</p>	<p>①プレゼンテーションは実施しません。</p> <p>②予算全体として、「提案上限額×50社×3回×消費税率」の予算額を確保しており、実績に応じて予算額以内の請求が可能です。なお、価格提案書にてご提案いただく見積金額は、事業全体経費ではなく訪問1回あたりの費用に対する見積となります。</p> <p>③仕様書記載のとおり、本市との協議の上定めた期間における実績に基づいて実績報告並びに委託料の請求・支払を行います。具体的な期間については受託者決定後に協議しますが、月毎の請求手続も可能です。</p>